

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画都市再開発の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日まで広島県に意見書を提出することができる。

令和八年九月十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を定める土地の区域

三原市の一部、尾道市の一部、福山市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課

三原市都市部都市開発課

尾道市建設部まちづくり推進課

福山市建設局都市部都市計画課

四 縦覧期間

令和八年九月十四日から令和八年十月一日まで